

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

測量計画機関である川島町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川島町

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量一点、三級基準点測量一点）

三 作業地域

埼玉県比企郡川島町大字下大屋敷地内

四 作業期間

令和三年十一月二十日から令和四年三月十五日まで